

近畿古代牧変遷の概要

付：近畿古代牧リスト(稿)

吉川 敏子

はじめに

本研究課題では、近畿古代牧の実相を総合的に解明することを目的とするが、文献史料は乏しく、牧の固有名称についても、ただ1度史料に現れるだけというものが過半を占めるといふ史料的制約がある。そこで、まず法制史料や時代背景から近畿古代牧の歴史的変遷を大まかに把握することと、史料上に固有名称が残されている近畿古代牧をリストアップすることから着手した。その上で個別の牧について検討し、その結果と、法制史料等から導いた牧の歴史的変遷の仮説とを対照し、必要に応じて仮説を修正・補強していくという方法を試みてきた。ここでは、本研究の現段階における成果として、近畿古代牧の変遷の概要についての仮説を述べ、未完ながら現時点までに作成してきた牧のリストを提示する。これを文献史学・考古学・地理学各方面の牧研究に御覧頂き、今後の近畿古代牧研究の方向性などについてご教示を賜りたい。

(1)馬匹生産開始期

日本列島で馬匹生産が始まり、それが盛行していった経緯については、記紀伝承と馬具の出土状況から考証された小林行雄の研究が有効である⁽¹⁾。倭国で馬の使用が始まるのは5世紀に入ってからで、5世紀末以降に一般化すると考えられ、『日本書紀』応神15年8月丁卯条に象徴されるように、その技術は百済からもたらされたらしい。同条では百済王が阿直岐を遣わして良馬二匹を貢上し、阿直岐が軽(奈良県橿原市大軽町付近)の坂の上の厩で飼育せしめられたことを厩坂の地名発祥譚としているが、奈良盆地では5世紀の馬遺存体が盆地南部(新堂遺跡、唐古・鍵遺跡、南郷遺跡群、布留遺跡)で検出されていること⁽²⁾、5～6世紀の馬飼集団関連遺跡とされる大阪府四條畷市の葦屋北遺跡に百済系の遺物が多数出土すること⁽³⁾も、伝承の象徴するところが見当違いでないことを示している。小林が装飾性の強い馬具の多いことから指摘しているように、伝来当初の馬は専ら威信財としての利用であつたらしく、騎馬戦の痕跡は史料上も考古学的にも確認できない。文献史料上、国内での騎兵による実戦の初見は672年の壬申の乱を待たねばならない(『日本書紀』天武元年6月己丑条、7月丙申条等)。

プラントオパール⁽⁴⁾の調査から、古墳時代中後期に生駒西麓で馬の飼料となる小麦・マメ科が栽培され、それが馬の飼料としての生産であり、葦屋北遺跡などでの馬匹飼養と関わる可能性が指摘されている⁽⁴⁾。一方、馬の生産拠点は近畿にとどまらず、大和王権の支配力強化を背景に、地方豪族に供給が委託されるようになる。『日本書紀』に織り込まれた「甲斐黒駒」(雄略13年9月条)や「譬武伽能古摩(日向の駒)」(推古20年正月丁亥条)などの産地を特定した良馬の記述は、それを象徴する。また筑紫の馬を百済に30疋(継体6年4月丙寅条)、70疋(欽明7年正月丙午条)、100疋(同15年正月

丙申条)と、まとまった数で提供したとの記事があり、九州では相当数を生産していたことが推測される。実際に6世紀から7世紀にかけて、中部・東海・北関東や北九州の古墳からの実用的な馬具の出土事例の増加すること、それに加えて、特に馬具の出土が多い伊那を中心とする信濃・駿河・遠江で、6世紀の大王宮号(宣化の桧前宮、欽明の金刺宮、敏達の他田宮)を氏の名に負う舎人姓の分布することが指摘されている⁽⁵⁾。大王宮で奉仕する舎人を輩出する氏族の存在は、当該地域が王権と強い主従関係で繋がっていることを示唆する。馬骨のストロンチウム⁽⁶⁾の測定により、5世紀後半から6世紀に東国から近畿への馬の移入があったとの指摘があるが⁽⁶⁾、そのような主従関係強化の中で馬生産の認可と貢納も行われるようになっていったのであろう。遠隔地から良馬の供給を受けられるようになったことから、近畿地方での馬匹生産はさほど活発化しなかったのではないかと考えられる。

(2) 軍団制施行期

畿内における生産牧については個別の史料に乏しいが、663年の白村江の大敗後から大宝令施行の頃に、軍団への軍馬供給の必要性から設置が進んだと考える。『日本書紀』天智7年(668)7月条に「多く牧を置き馬を放つ」という記事が見られる。白村江の大敗を受けて軍備強化が進められていた時期であり、生産牧の増設は律令軍団制の軍馬生産につながっていく全国的な施策であったと思われる。『続日本紀』文武4年(700)3月丙寅条に「諸国をして牧地を定め、牛馬を放たしむ」とあり、牛を含むことを別途検討しなければならないが、馬については翌年の大宝令施行に先立つ軍用馬の需要に備えたものであろう。慶雲4年(707)3月甲子条には「鉄印を摂津、伊勢等廿三国に給ひ、牧駒犢に印せしむ」とあり、増設した牧で馬牛の生産が軌道に乗ってきたことが推測される。需要を前提として牧が営まれることを思えば、軍団が置かれていた8世紀が官営の生産牧の活況のピークで、それは畿内でも同様であったに相違ない。

ここで、律令軍団制の軍馬の規定を確認しておこう(養老令は『令義解』による)。

軍防令5 為火条

凡兵士。十人為一火。火別充六駄馬。養令肥壯。差行日。聽將充一駄。若有死失。仍即立替。

厩牧令13 牧馬応堪条

凡牧馬。応堪乗用者。皆付軍団。於当団兵士内。簡家富堪養者充。免其上番及雑駆使。

厩牧令19 軍団官馬条

凡軍団官馬。本主欲於郷里側近十里内調習聽。在家非理死失者。六十日内備替。即身死。家貧不堪備者。不用此令。

牧馬の乗用に耐えるものは軍団官馬とされ、当団の経済力のある兵士が飼養し(厩牧令13)、調教にあたることになっていた(厩牧令19)が、騎馬の数は不明である。この他、軍団には1火(兵士10人)ごとに駄馬6疋を充当して飼育させ、遠征の際に随行させて

よいこととなっていた(軍防令 5)。軍用駄馬も官牧から供給されるべきものであったと考えるのが穏当である。なお、馱馬・伝馬は、それぞれ馱稲・官物を財源として購入されることになっていた(厩牧令 16 置馱馬条)。以上の令条が如何ほどの実態を伴っていたのかは俄に判断できないが、大宝令施行にあたり、朝廷が理想に近づけるために努力したであろうことは十分に想像され、前述の文武 4 年の牧の増設も、その表れであろう。そこに摂津が挙がっているように、畿内諸国にも軍団制整備のために官牧が設置されていったと考えられる。

なお、天平 12 年(740)の藤原広嗣の乱は、広嗣が大宰少貳として兵を動員したことから、大規模な挙兵となったが、そこに騎馬が動員されている。『続日本紀』10 月壬戌条の大將軍大野東人の奏上で、広嗣が約 1 万騎を集結させたところのはさすがに誇張があるように思われるが、少なからぬ数の騎兵を集めたということではあろう。9 月己酉条で、東人は豊前国京都郡大領楯田勢麻呂が兵 500 騎を率いて投降したと報告しており、郡司が相当数の騎兵を率いている様子も看取される。これらの騎兵が郡司の私兵であったとは考えられない。この他、対蝦夷戦争でも坂東 6 カ国から騎兵 1000 騎が動員されており(天平 9 年 4 月戊午条)、軍団が相当数の騎兵を擁していたことを看取できよう。軍団には騎馬の他、馱馬も配されることになっており、それも含めると、軍団の軍馬の需要は大きかったと推測される。

量的な差はあるかも知れないが、近畿でも軍団の軍馬の配備は内実を持っていたと推測する。例えば、称徳天皇崩御 2 日後にあたる『続日本紀』宝亀元年(770)8 月乙未条では、近江国の騎兵 200 騎を差発し、騎兵司を任命して朝廷を守護させている。近江を軍備解除するわけではなかろうから、200 騎は近江の騎兵の全部ではないだろう。これは、畿内の軍備補強のために近江の騎兵の一部を動員したということであり、当然畿内においても軍馬の備えはあったはずである。このような迅速な騎兵の招集は、近畿でも軍団制が機能していたことを示す。多数の騎兵を常備する前提として、近畿でも生産官牧が営まれ、そこからの軍馬供給があったと考えて良からう。

(3) 軍団制廃止後

白村江の敗戦から 120 年以上を経て対外戦争の脅威が過去のものとなる一方、国家財政の運用が不調となると、朝廷は全国一律の軍備よりも税収の確保の方を重視するようになる。延暦 11 年(792)6 月 7 日格により、辺境を除き軍団制は廃止され(『類聚三代格』卷 18)、兵士は兵役を解かれて納税者となる。軍用馬の需要が激減するのに伴い、近畿で広大な公的生産牧が姿を消していったであろうことは想像に難くない。現在の近畿には、奈良県上牧町、同県五條市牧町、大阪府高槻市上牧など、牧を含む地名を持ちながら、牧としての歴史が史料に残されていない地域がある。具体的な微地形の検討を行い、これらに大規模な生産牧としての景観復元が可能であれば、そこは軍団制施行期の官牧の故地かも知れない⁽⁷⁾。微地形の分析のほか、今後これらの地域で馬の飼養に関わる考古学的所見が得られないか、注意を払いたい。

なお、後掲の表では 8 世紀末から 9 世紀初めにかけて牧の廃止の事例があがるが(宇陀肥伊牧、畝野牧、小神旧牧)、それらは軍馬供給のための公的生産牧だったとは限らない。軍団廃止による官牧の停廃は相当数にのぼったと想像されるが、六国史に現れる牧の停廃記事は少数であるし、大和国肥伊牧や摂津国畝野牧の遺称地の地形は、広大な生産牧を営むには適切とは言えない。また、近江國小神旧牧は賀美能親王(嵯峨天皇)へ下賜されており、同地への潜在的な皇室の影響力が推測される。これらの牧の停廃記事は、諸国の行政の中で運営される官牧の設置・停廃が六国史に収録されたというよりは、皇室に関わる牧の記録と理解する方が良いと考える。

(4) 延喜式制の牧への再編

9 世紀には遠隔地から平安京に供給される馬を放牧する公的備蓄牧が編成され、延喜式制の牧制度へとなる。『延喜式』左右馬寮式に規定される近畿の公的牧は 2 種に区分される。1 つは天皇の御馬を放牧する牧、もう 1 つは官馬を放牧する牧で、『延喜式』では後者を「近都牧」と表記する。

1 つめの天皇の御馬の備蓄牧には播磨国家嶋牧と山城国美豆厩がある。延喜式制では毎年秋に、信濃・甲斐・上野・武蔵の勅旨牧(御牧)から 240 疋の御馬が貢納されることになっていた。『西宮記』等の儀式書によると、貢納された御馬は、八月駒牽の儀式で天皇の御覧に入れられ、儀式の中で近衛府や皇族・臣下に下賜されるものもあるが、その多くが馬寮の所属となる⁽⁸⁾。ただし、宮内の左右馬寮の厩舎ですべてを収容するのではなく、毎年 60 疋(左右各 30)が、冷涼で青草の減る 10 月から 3 月まで家嶋牧で放牧され、美豆厩では夏期に痩せた馬寮厩舎の御馬が放牧された。四月駒牽では、畿内諸国が儀式のために牽引してくる国飼御馬と馬寮の御馬を御覧に入れる。『延喜式』左右馬寮式によると、馬寮の 160 疋(左右各 80)もの御馬が列することになっているが、これは家嶋からつなぎ取った御馬で補填して整えた馬寮の馬揃えの状況を確認する意味も持ったのであろう。このように、延喜式制では毎年秋に貢納される御馬を馬寮の厩舎での櫪飼だけではなく、家嶋牧と美豆厩での放牧を併用し、年間を通して御馬の需給を調整する制度設計になっていた。

もう 1 つの近都牧では、諸国から毎年進上される 145 疋の諸国貢繫飼馬を分散させ放牧した。近都牧には、左馬寮の近江国甲賀牧・丹波国胡麻牧・播磨国垂水牧と、右馬寮の摂津国鳥養牧・豊嶋牧・為奈野牧がある。諸国貢繫飼馬は馬寮の厩舎に入厩することはない。進上され、馬寮による検閲を受けた後、近都牧に放牧され、用途に合わせて搬出し用いられた。

『延喜式』により、近畿の 8 カ所の備蓄牧の固有名称と、大まかながら馬の出入の規定を知られることは、都を取りまく備蓄牧の在り方を把握する上で貴重である。期間を定めて多数を放牧する家嶋牧以外は、いずれも都からの交通至便で、馬の利用の側面に配慮した地に営まれていた⁽⁹⁾。ここから憶測するに、規模は違えど、院宮王臣家における馬の遣り繰りにも、このような公的牧の運用とる類似するシステムがあったことであろう。

(5) 私牧の変遷

私牧の運営についての法制は不明であるが、8世紀末に、私牧についての転機となる法令が出された。『類聚三代格』巻16所収の延暦17年12月8日格では、山川藪沢の占有を禁止するにあたり、例外規定として「墓地・牧地は制する限りに在らず、但し牧の馬无きは亦収還に従へ」とした。これにより牧であることを建前として山野を囲い込むことが可能となり⁽¹⁰⁾、牧と称する私有地が増加したと推測される。大局的には、9世紀の近畿では広大な公的生産牧が姿を消す一方で、小規模な放牧地を含み持つ公私の備蓄牧が散在することになったであろう。牧を建前とする所領は山野を囲い込むにとどまらず、大和国と伊賀国の国境に位置する広瀬牧・薦生牧や、河内国楠葉牧の関連史料に見られるように、農地なども囲い込むようになっていく⁽¹¹⁾。

個別の名称を記した牧の史料は、その多くが土地の権利書や争論に関わる文書であり、馬牛に関する記述はあまりない。ただ、歳月と共に牧としての実態を喪失していったとしても、牧の由緒を持つ所領である以上、かつてそこには放牧地が存在していたに相違ない。公的牧だけではなく私牧の推定地にも交通の要衝が多く(後掲リスト)、そこに交通・輸送に関わる馬を置く牧を設定することの意味は十分に看取できる。文献史料から牧の実態を解明することは叶わなくとも、遺称地や地形からかつての放牧地の景観を検討することは可能であろうし、考古学的調査に伴う所見も加われば、より確実な牧の推定地となろう。

史料に名を留める牧が、放牧地だけではなく、山野や耕作地を含む複合的な様相を持った可能性に留意しつつ、その景観復元を試みなければならない。このような牧の特徴は平安時代のみのもことではない。近年、考古学分野で古墳時代の牧について、産業や経済と関連付けて検討すべきことが提唱されている⁽¹²⁾。平城京二条大路木簡からは、「宇太御廐」が平城京の領主に、莪や御箸竹を進上していたことがわかる⁽¹³⁾。偶々遺った当該木簡の2品以外にも、宇太御廐からは各種の物品が進上されていたことが想像される。「天平勝宝6年(754)11月11日 知牧事吉野百嶋解」(『大日本古文書』4巻31頁)からは、彼が管理する牧に竹原や野山が付属していたことが知られる。長屋王家領の木上には、食材を提供する木上司と木上御馬司があり、やはり放牧地と耕地或いは食材の採集地とが併設されていたことがわかる⁽¹⁴⁾。『延喜式』では美豆廐に野地と畠の付属することが記されている。牧には、草木の採集地や耕作地が付属するものであったらしい。また馬を飼育し、調教するためには、飼料だけではなく馬具も必要で、牧の近隣では馬事に関連する生産工房が営まれた可能性もある。元々、乗馬そのものが朝鮮半島からもたらされた風習であり、飼育や道具についても渡来系氏族の関わりが深いことは当然である。放牧地の故地だけを探すのではなく、馬飼に関わる諸産業を営む集団やその集落も含めた複眼的な考察が必要であろう。

おわりに

かつて西岡虎之助は、牧の発展段階として、第1段階を形態・性質ともに完全な純粋

の牧、第2段階を荘園化の過程にある荘園を含む牧、第3段階を荘園化が完了し形態・性質とも荘園と変わりのない牧であるとの区分を行った⁽¹⁵⁾。確かに、時代が下ると馬寮の豊嶋牧・鳥養牧が諸司領化し、あるいは史料から牧が姿を消していくように、牧が荘園として発展していく傾向があるという指摘には首肯できる。ただ、前述したように、個別の古代牧は、土地の権利関係の文書に名を留めるため、文献では荘園化という側面だけが目につくということにも留意したい。牧はある時期に突然農地化したり、牧畜以外の産業を営む場に変質するわけではなく、本来的に様々な産業を内在させる場であったように思う。史料や遺構の遺りにくい放牧地の検討だけではなく、様々な産業との関わりの中で牧の復元を行うことが、牧研究に新たな展望をもたらすのではないかと考えている。

荘園化の傾向はあるものの、貴族の日記などから、彼らが近畿の私牧で馬を放牧していたことは僅かに読み取れる⁽¹⁶⁾。また、都での馬の需要があるが限り、やはり近畿の牧は何らかの形で命脈を保っていたと思われる。史料不足の制約の中で、当該期の牧をどのように炙り出すのかは、未だ効果的な方策を見出せていない。本研究課題では十分な検討を行えなかった中世以降の史料・資料へも研究の幅を広げつつ、史料不足を克服することが今後の課題であると考えている。

本稿末に、「近畿古代牧リスト(稿)」を掲げる。まだ不十分なものであることは否めないが、現段階での中間報告としてお示しするものである。

- (1) 小林行雄「上代日本における乗馬の風習」(『古墳時代の研究』青木書店、1961年。初発表1951年)。近畿での出土牛馬骨の調査から、散発的な馬牛の渡来は4世紀以前に遡る可能性が提唱されている(積山洋「日本列島における牛馬の大量渡来前史」栄原永遠男編『日本古代の王権と社会』塙書房、2010年)。ただ、組織的な馬匹生産や牧の検討が不可能なため、指摘があることに触れるに留める。
- (2) 青柳泰介・丸山真史編『国家形成期の畿内における馬の飼育と利用に関する基礎的研究—平成26年度～28年度科学研究費基盤(C)(一般)成果報告書—』2017年、研究課題番号:26370911)。青柳泰介「ヤマトの手工業生産と馬」(右島和夫監修『馬の考古学』雄山閣、2019年)。
- (3) 寺井誠「新たなものを生み出す渡来文化—「百済のようで百済でない竈」の紹介を通じて—」『平成28年度特別展 河内の開発と渡来人—葦屋北遺跡の世界—(大阪府立狭山池博物館図録18)』2016年。
- (4) 大庭重信「河内・上毛野における農耕と馬」(右島和夫監修『馬の考古学』雄山閣、2019年)。
- (5) 岡安光彦「馬具服装古墳と東国舍人騎兵—考古資料と文献史料による総合的分析の試み—」(『馬の文化叢書』1、1993年。初発表1986年)
- (6) 丸山真史「古墳時代の馬の普及と飼育・管理」(『古代学研究』208、2016年)。

- (7) 毎年数匹の騎馬を生産するためには種牡馬や繁殖牝馬、搬出前の子馬など 100 疋以上の馬の保有が必要で、生産牧には数百ヘクタールの山野が必要であったと推測する(拙稿「大和国宇陀郡の古代牧二題」『文化財学報』37、2019 年)。
- (8) 大日方克己「八月駒牽—古代国家と貢馬の儀礼」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館、1993 年)。佐藤健太郎「八月駒牽について」(『日本古代の牧と馬政官司』塙書房、2016 年。初発表 2008 年)。
- (9) 拙稿「近畿の馬牧」(佐々木虔一等編『馬と古代社会』八木書店、2021 年)
- (10) 加藤友康「上総国藻原荘について—「施入帳」の検討を中心として—」(『千葉県史研究』3、1995 年)。
- (11) 山中章「薦生牧・廣瀬牧に関する基礎的考察」(『三重大史学』20、2020 年)。吉川真司「河内国楠葉牧の再検討」(本報告書)。
- (12) 注 2 青柳論文。
- (13) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』22、1990 年。注 7 論文。
- (14) 吉川真司「日本古代のアブラナ科植物」(武田和哉等編『アジア遊学 235 菜の花と人間の文化史』勉誠出版、2019 年)。
- (15) 西岡虎之助「武士階級結成の一要因としての「牧」の発展」(『荘園史の研究』上、岩波書店、1953 年。初発表 1929 年)。
- (16) 拙稿「河内国辛嶋牧についての考察」(『文化財学報』38、2020 年)。

近畿古代牧リスト(稿)

凡例

- ・ 初見が 12 世紀以前の京都府・大阪府・奈良県・兵庫県・滋賀県・三重県・和歌山県の牧を対象とする。
- ・ 以下のデータベースや論文から得た情報をベースに検討した。
 東京大学史料編纂所データベース
 奈良文化財研究所データベース「木簡庫」
 西岡虎之助「武士階級結成の一要因としての「牧」の発展」(『荘園史の研究』上、岩波書店、1953 年)
- ・ 「御」などの敬称は省略した。
- ・ 牧は存在したが、史料が牧名を伴わないものは牧名を空欄としてあげる。
- ・ 牧の分布の把握を目的とするリストのため、出典については初見史料の 1 点のみを掲載する。
- ・ 初見史料の引用符は省略し、下記の略称を用いた。式とするものは延喜式の編目である。
 平:『平安遺文』 大日古:『大日本古文書』編年文書 概報:『平城宮発掘調査出土木簡概報』
 「-」で巻と頁を示す。
- ・ 所属不明ながら皇室領もしくは官有の牧と推測されるものは領主の欄に(公)と表記した。
- ・ 比定地は『日本歴史地名大系』(平凡社)を参考にし、遺称地を中心に推定した。
 『和名類聚抄』に牧名と同じ郷名が見える場合はそれを郡郷の欄に記した。
 本研究会構成員による論文を典拠とする場合は備考欄に執筆者名と刊行年を記した。
 備考欄の(著者 西暦)は本報告書 5 頁掲載の関連論文、(著者 ☆)は本報告書掲載論文。

近畿古代牧リスト(稿)

	牧名	郡郷	初見紀年	西暦	初見史料	領主	比定地	備考	
山城	美豆厩	久世郡			左右馬寮式	左右馬寮	京都府久御山町北西部から京都市伏見区南西部	馬寮の瘦馬を放飼。畠11町、野地50町余	
	小泉厩	葛野郡	永暦1.3.4	1160	大徳寺文書(平10-3891)				
	山田牧	相楽郡	天治2.3.29	1125	東大寺文書(平5-1765)	藤原家忠	京都府木津川市加茂町山田	平6-2064では高陽院領で大和国添上郡と接す	
大和	木上馬司	葛下郡		710代	長屋王家木簡(平城京木簡2巻1713)	長屋王	奈良県大和高田市大谷、野口	(吉川真2019)	
	宇太厩	宇陀郡	天平 9.3.14	737	二条大路木簡(概報22-12)	(公)	奈良県宇陀市桧牧	肥伊牧に該当と推測(吉川敏2019)	
	宇陀肥伊牧	宇陀郡	延暦18.7.28	799	日本後紀	(公)	奈良県宇陀市桧牧	廃止記事	
	広瀬牧	山辺郡	応和2.8.20	962	東大寺文書2(平1-404)	延珍	奈良県山辺郡山添村広瀬	広瀬牧。藤原朝成への寄進文書。名張川対岸の伊賀国蟻曳野(牧)と一体的	
	高栗栖牧	宇智郡那賀郷	天元3.9.19	980	栄山寺文書(平2-457)	栄山寺	奈良県五條市牧町		
	蓮華牧		大治5.8.3	1130	長秋記			秋篠と争論	
	竜門牧	宇陀郡	文治1.5.24	1185	吾妻鏡		奈良県宇陀市牧	源義経の腰越状	
		平群郡					奈良県平群町梨本付近	(鷺森☆)	
摂津	鳥飼牧	三島郡			左右馬寮式	右馬寮	大阪府摂津市鳥養上、鳥養中、鳥養下、鳥飼本町		
	豊嶋牧	豊嶋郡			左右馬寮式	右馬寮	大阪府箕面市瀬川、桜ヶ丘、新稲、箕面8丁目、箕面公園	(吉川敏2018)	
	為奈野牧	摂津国			左右馬寮式	右馬寮		(山中2017)	
	味原牧(牛)	東成郡味原郷			典薬寮式	典薬寮			
	大隅牧		霊龜2.2.2	716	続日本紀	(公)	大阪市東淀川区大隅	廃止記事。日本書紀安閑2.9.13に難波大隅嶋への牛の放牧記事	
	媛嶋牧		霊龜2.2.2	716	続日本紀	(公)	大阪市西淀川区姫島	廃止記事。日本書紀安閑2.9.13に媛嶋松原への牛の放牧記事	
	畝野牧	河辺郡	大同3.7.4	808	日本後紀	(公)	兵庫県川西市西畦野、東畦野	廃止記事	
	後院牧	摂津国	承和8.12.2	841	続日本後紀	後院		300町	
	河面牧	川辺・武庫郡	天曆2.7.3	948	貞信公記	藤原忠平	兵庫県宝塚市川面、西宮市生瀬東町		
	垂水牧	豊島・島下郡	天曆3.10.23	949	西宮記巻5駒牽		大阪府吹田市垂水町、豊津町、豊中市小曾根付近	垂水とも。12世紀から垂水東牧・垂水西牧の名称が見える	
	井尻牧	島上郡	保元1.7.19	1156	兵範記	藤原忠通	大阪府高槻市井尻		
	河内	楠葉牧	交野郡楠葉郷	永観2.11.23	984	小右記	藤原道長	大阪府枚方市楠葉	(吉川真☆)
		辛島牧	河内郡	長和4.4.5	1015	小右記	藤原実資	大阪府東大阪市若江北～玉串町東付近	(吉川敏2020)
坂門牧		大県郡	万寿4.3.27	1027	小右記	藤原道長	大阪府柏原市雁多尾畑	(吉川敏2017)	
会賀牧		志紀・丹比郡	長元9.12.22	1036	範国記	後一条			
福地牧		交野・讚良郡	長元9.2.22	1036	範国記	後一条	大阪府寝屋川市、四條畷市付近	(吉川真☆)	

伊賀	薦生牧	名張郡 板蠅杣 薦生村	応和2.8.20	962	東大寺文書(平 1-404)	延珍	三重県名張市薦生	薦浦牧。藤原朝成への寄 進文書(山中2020。☆)
	蜷曳野(牧)	名張郡	応和2.8.20	962	東大寺文書(平 1-404)	延珍	三重県名張市鷺山	藤原朝成への寄進文書。 名張川対岸の大和国広瀬 牧と一体的
伊勢	蒜田牧	度会郡	建久	1190 ~9	神鳳抄	伊勢神宮	三重県玉城町昼田	
	積良牧	度会郡	建久	1190 ~9	神鳳抄	伊勢神宮	三重県玉城町積良	
	黒田牧	飯野郡 黒田郷			神鳳抄	伊勢神宮		
	平田牧	飯野郡			神鳳抄	伊勢神宮		
	田牧	飯高郡			神鳳抄	伊勢神宮	三重県松阪市田牧町	
	下牧	飯高郡			神鳳抄	伊勢神宮		「下枚郷」あり
	小牧	安西郡			神鳳抄	伊勢神宮		
	佐八牧	多気郡			神鳳抄	伊勢神宮	三重県伊勢市佐八町	
近江	甲賀牧	甲賀郡			左右馬寮式	左馬寮	滋賀県甲賀市信楽町勅 旨、牧	
	小神牧	蒲生郡	延暦18.9.16	799	日本後紀	(公)		賀美能親王に旧牧を下賜
	比良牧	滋賀・ 高島郡	長保3.6.26	1001	高野山文書(平 2-545)	藤原惟仲	滋賀県大津市伊香立上龍 華町~高島市勝野	惟仲が白川寺喜多院に施 入
	田上厩舎	栗太郡	寛弘2.11.2	1005	御堂関白記、権 記	藤原道長	滋賀県大津市上田上牧 町、牧	石山寺の近く。御堂関白 記長和1.10.26に頼通が田 上家に行ったとあり道長領 と判断
	大津厩				執政所抄	藤原忠通	滋賀県大津市	春冬の日吉大社大般若御 読経に地子を充当。「大津 御厩沙汰人」の存在
	鶴見厩		寛仁3.12.9	1019	小右記	藤原実資		
	日野牧	蒲生郡	康平1.11	1058	エール大学所蔵 東大寺文書(平 3-885)			
		甲賀東 郡山村 郷・柏 木郷	永久2.7.21	1114	寺門伝記補録2・ 園城寺伝記3(平 10-55)	藤原忠実	滋賀県甲賀市水口町に山 村神社、柏木神社	永久1.5.11に源義光から 忠実に寄進。初見史料は 義光から子覚義に領家職 譲渡の処分状
丹波	胡麻牧	船井郡			左右馬寮式	左馬寮	京都府南丹市日吉町胡 麻、上胡麻	
	野口牧	船井郡	長寛1.3	1163	陽明文庫所蔵兵 範記仁安2年春 巻裏文書(平7- 2592)	藤原忠通	京都府南丹市園部町南大 谷	小字野口が古代山陰道野 口駅比定地
	葛野牧	氷上郡 葛野郷	平治1.閏5	1159	東寺百合文書レ (平6-2454)	宝莊殿院	京都府丹波市氷上町	
播磨	家島牧	揖保郡			左右馬寮式	左右馬寮	兵庫県姫路市家島諸島	
	垂水牧	明石郡 垂見郷			左右馬寮式	左馬寮	兵庫県神戸市垂水区	
		赤石郡 縮見			日本書紀顯宗即 位前紀			縮見屯倉で億計王・弘計 王が牧の牛馬の飼育に従 事したとの伝承
紀伊		海部郡 木本郷	天平19	747	大安寺伽藍縁起 并流記資財帳 (大日古2-624)		和歌山市西庄から加太の 間付近か	壱田四至に「東百姓宅并 道北山西牧南海」
	上野牧	日高郡	永保1.9.29	1081	為房卿記(大日 本史料稿本)		和歌山県御坊市塩屋町	
不明	多木牧		寛弘1.10.19	1004	御堂関白記	藤原道長		進上馬をすぐ返却してお り、平安京近郊と推測